

絆きずな

【kizuna】

ぐんま人権情報誌
VOL.27
2022

特集1 犯罪被害者等の人権問題

特集2 ヒューマンライツ・ムービーフェスタinぐんま



ヒューマンライツ・ムービーフェスタinぐんま上映作品「虹色の朝が来るまで」(今井ミカ監督)より 詳しくは6ページ

目次

特集1 犯罪被害者等の人権問題

巻頭言

「犯罪被害者を支えるために」
すてっぷぐんま理事長 小磯 正康さん 2・3

- ・犯罪被害者等の人権問題とは 4
- ・群馬県犯罪被害者等支援条例の概要
・性暴力被害者サポートセンターを訪ねて 5

特集2 ヒューマンライツ・ムービーフェスタ in ぐんま

- ・上映作品の紹介
- ・オンライン講演会から 6

地域の活動

- ・「LGBTQってなんだろう？」オンライン講演会
- ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間の取組 7

インフォメーション

- ・人権研修のための講師派遣のご案内
- ・人権に関する相談窓口のご案内 8

くまもろ人権情報誌

絆きずな
[kizuna]

VOL.27
2022

巻頭言



「犯罪被害者を支えるために」

公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま 理事長 小磯 正康さん

1 誰でも犯罪被害者になり得る

犯罪被害というと、窃盗や詐欺事件のような財産的被害、暴行、傷害、殺人など生命身体に関わる被害、性犯罪の被害など多岐に渡ります。ここでは、生命身体や性的自由に対する被害を中心に犯罪被害というものをお考えください。

さて、犯罪被害者というと自分とは関係がない、とお考えの方が多いのではないでしょうか。ですが、たとえば交通事故のことをお考えください。ご自身が追突された経験があったり、ご親族や知人が交通事故の被害に遭われ大きな怪我を負ったり、亡くなられた場合もあるのではありませんか。交通事故も比較的身近に生命身体に対して被害が生じるケースです。交通事故に比べますと傷害事件や性犯罪さらに殺人事件などは件数としては少ないです。ところが、どこでも発生する可能性があり、また被害者には何の落ち度もない(予測できない)偶発的、突発的(犯人側からは計画的な場合も多々あります)に犯罪被害に遭う可能性があります。新聞やテレビなどで毎日のようにこのような悲惨な事件が報道されています。このような凶悪犯罪であっても決して自分とは関係がないとは言いきれないのです。犯罪被害を論じるときに、「この世の中は、犯罪被害者と未被害者とで構成されている」と言われることがあります。未被害者とは、未だ被害に遭っていない人という意味です。社会のあらゆる人が犯罪被害者になり得るということをまず認識して頂きたいと思えます。

誰もが犯罪被害者になり得るということは、犯罪被害者の問題は、「社会全体」の問題になるということです。私たちは犯罪のない世の中になって欲しいと願っていますが、運悪く犯罪に巻き込まれ、その被害に遭ってしまうことがあるのです。被害の内容や程度にもよりますが、自分が犯罪の深刻な被害に遭ったとしたら、自分を支えてくれる人が必要だと思いませんか。もし犯罪被害に遭われた方と接することになった場合は、他人事として無関心でいたり回避をしないで、その時の自分にできる範囲で、被害に遭われた方の力になってあげる気持ちをもっていただけたらと思います。素朴ですが、これが犯罪被害者を支援することのスタートです。

2 被害者になると直面する難題

犯罪被害に遭うと大きな精神的ダメージを受けます。それが基になって様々な反応や変化が生じます。

例えば身体的反応としては、不眠、^{どうき}動悸、発汗、腹痛・頭痛、過呼吸など。また精神的反応としては、事件のときの恐怖や不安感が突然蘇ったり、抑うつ状態、自死念慮、情緒不安定、感情麻痺など。さらに生活や行動面でも、仕事や学校に行けない、家族・友人とのけんかが増える、アルコールに依存する、自傷行為をするなどの変化が起こることがあります。犯罪被害に遭ったのは自分が悪かったからだ、自分は無力であるなどといった自己嫌悪の情に捉われることも多いようです。

小磯 正康さん

前橋市内で法律事務所を開設。弁護士として事件や事故の被害者に対する法的なアドバイスや損害賠償などの手続的支援を通して、被害者支援に関わる団体の運営や支援活動にも携わってきた。現在は、公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんまの理事長として、センターの行う犯罪被害者支援活動の統括や自治体における被害者支援条例の制定促進のための活動を行っている。「被害者を孤立させず、心を傷つけず、理屈に捉われずに接し、被害者との信頼関係を築くこと」を常に心掛け、被害者支援を行っている。

犯罪被害者が亡くなられた場合のご遺族も、大切な人を失った喪失感や絶望感などを抱くであろうことは容易に想像できると思います。

精神的ダメージを抱えながらも犯罪(事件)ということになると、警察などからの事情聴取、マスコミからの取材攻勢や知人や近隣、同僚などの好奇の目に晒されたりします。休ませて欲しい、放っておいて欲しいと思っても、それが許されない状況になってしまいます。このような渦中において、触れられたくないことを執拗に聴かれ、投げかけられた言葉に更に心を傷つけられることもしばしばです(二次被害といえます)。

犯罪被害者(ご遺族も含めます)は、多かれ少なかれこのような体験をし、個人の対応能力を超える課題への対処を迫られることとなります。精神的に闇と混沌の中にある被害者にできるだけ早期から絶え間のない支援が必要なのです。

私ども、公益社団法人被害者支援センターでは、被害者の要望を踏まえた上で、各種の相談対応や病院・警察・役所などへの付添い支援、日常生活の補助などの支援を行っています。心を閉ざした被害者、憤りを抑えきれない被害者、自責の念に捉われている被害者など、デリケートな対応が常に必要です。支援する側は、自分の考えていることが標準であり正しい、社会の常識であるとわかっていたとしても、その基準を一旦置いておき、この被害者の方はどんな思いで、何を悩んでいるのか、何を求めているのかにひたすら耳を傾ける必要があるのです。基準はあくまでも被害者で、被害者の目線から支援も考え、行動することが求められます。

もう一つ重要なことは、犯罪被害者の苦悩は、時間が経てば忘れられるというものではないことで

す。特に、理不尽に大切な人の命を奪われたご遺族や性犯罪の被害を受けた方などは、時間の経過が関係ないほど苦悩が続きます。周囲の人は、それとは逆に時間が経過すれば被害者への共感が薄らいでいき、苦悩から立ち直れない被害者を疎んじる傾向にあります。このことが被害者を孤立させ、自責の念を抱かせる要因になります。犯罪被害者を置き去りにしてはなりません。

3 人として尊重する

犯罪被害者は、かつては事件の被害者として証人的な意味で捜査の対象となり、刑事裁判でも証人として扱われるだけでした。しかし、犯罪の被害に遭うということは、人間としての尊厳を傷つけられ、生命身体その他生活上の権利を損なわれ、奪われることに外なりません。被害に遭った人が、人としての権利を回復しようとすることも人としての権利です。犯罪被害者や支援する関係者の努力の賜物として、2004年に犯罪被害者等基本法が制定されました。「すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」(同法第3条第1項)ことが基本理念に掲げられ、国や地方公共団体に犯罪被害者等のための施策を講じることを義務付けました。そして国民に対しても、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害することのないよう配慮し、国等の被害者のための施策に協力するよう努める責務が定められています。

犯罪被害者の問題が社会全体の問題である以上、社会の一員である国民一人ひとりが犯罪被害者等を人として尊重し、被害者の目線から自分のできることを考え、支えて行くことが大切です。

公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんまについて

犯罪等の被害者及びその家族・遺族に対して、精神的ケアを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害の回復や軽減に資することを目的とした団体です。

電話相談・面接相談

電話相談のほか必要に応じて面接相談や臨床心理士、弁護士による相談も行っています。

直接的支援

必要に応じて病院・警察・検察庁・裁判所等へ付き添います。

広報・啓発活動

被害者支援の大切さを多くの人に知ってもらうために、講演会や機関誌発行などの活動を行っています。

相談電話 027-253-9991 (月～金曜日 祝日・年末年始を除く 受付時間10時から16時)



オンラインによる市町村職員
対象研修の様子(小磯理事長)

犯罪被害者等の人権問題とは

新聞、テレビ、インターネットなどでは、毎日様々な犯罪のニュースが報道されています。殺人、暴行、傷害、性犯罪、交通事故などの犯罪による被害は、ある日、突然、誰の身にも起こる可能性があります。突然のことで心も体も対応できないかもしれません。

こうした犯罪被害に遭うと、身体的被害のほかに経済的負担や生活ができなくなるといった財産的被害、さらには、メディアの過剰取材や心ない噂や誹謗中傷、偏見により精神的苦痛を受けることがあります。これを二次被害と言います。こうした苦しみは、被害者本人だけでなく、家族や親族にも及ぶことがあります。

犯罪被害者やその家族はどのようなことに困って悩んでいるか、そして支援のためにどのような仕組みがあるか、犯罪被害者等の人権問題について考えてみましょう。

※犯罪被害者本人とその家族や遺族を含めて、法律などでは「犯罪被害者等」との言葉が用いられています。

犯罪被害者や家族の様々な困難や悩み

事件発生・捜査

- 事件発生直後、何をしたらよいかわからない。
- 事件で受けたケガなどの治療や葬儀の準備もしなければならない。
- 今まで当たり前できていたことができなくなり、日常生活を送るのが困難だ。
- 人目が気になり外出できない、引っ越しをしたい。
- 警察署や検察庁に何度も出向き、被害の状況を何度も話すのが苦痛だ。

裁判中

- 貯金が底をつき、生活が苦しくなったので補償を受けたい。
- 裁判に参加したいが、犯人と会うのは不安だ。証言を求められるのも苦痛だ。
- 事件のショックで子どもが学校に行きたがらなくなった。

その後

- 加害者がどこの刑務所にいる、いつ出所するか気になる。
- 仕返しをされないか不安だ。
- 何年たっても、事件の記憶がよみがえり、精神的苦痛が激しい。

犯罪被害者や家族を支援する仕組み

地方公共団体 (県・市町村)

群馬県では、犯罪被害者等支援条例の制定、犯罪被害者等基本計画の策定を通して体制や制度の充実を図っています。

県内各市町村では、それぞれ犯罪被害者のための総合的な対応窓口を設置するなど犯罪被害者支援施策を行っています。

被害者を総合的に サポート

被害者支援センター

すてっぷぐんま

TEL 027-253-9991

性暴力被害者サポートセンター

Saveぐんま

TEL 027-329-6125

警察

警察は、犯罪捜査のみならず、犯罪被害者の視点に立った支援の取組を実施しています。被害に応じた各種経済的支援も整備しています。

- ① 被害者への情報提供
- ② 相談・カウンセリング体制
- ③ 犯罪被害給付制度
- ④ 捜査過程における被害者の負担の軽減
- ⑤ 被害者の安全確保

この他に法テラス、弁護士会、医療機関なども連携して支援します。

◇◇◇◇◇ 群馬県犯罪被害者等支援条例の概要 ◇◇◇◇◇

犯罪被害者等が被害から早期に回復し、又は被害を軽減して、地域社会での安心な暮らしを取り戻すためには、関係する機関が連携協力して犯罪被害者等に寄り添った支援を行うとともに、周囲の人々が犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、社会全体で支援していく必要があります。そのため、群馬県では、令和3年、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添う社会を目指して「群馬県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

条例では、基本理念や県及び県民の責務、事業者、市町村及び民間支援団体の役割、総合的支援体制の整備、犯罪被害者等支援に関する計画の策定などのほか、犯罪被害者等への支援、県民の理解の増進等及び支援関係者に対する支援等の犯罪被害者等支援に関する基本的施策を定めています。

本県条例の特色1

子どもが幸せに育ち、成長していくための「寄り添い支援」

本県条例の特色2

本県を訪れ犯罪被害を受けた方への「寄り添い支援」

本県条例の特色3

支援に従事する方への「寄り添い支援」

性暴力被害者サポートセンター「Saveぐんま」を訪ねて

群馬県性暴力被害者サポートセンター「Saveぐんま」は、群馬県が公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま及び医療機関並びに関係機関と連携して運営する、性暴力被害者の総合的な支援を行うことを目的としたセンターです。

センターでは、専門の研修を受けた相談員が被害を受けた方の相談に基づき支援を行っています。相談員の一人、青木相談員にインタビューしました。



相談コーナー

Q 性暴力とはどのようなことですか？

望まない性的な行為のことで、明らかに人権侵害になります。実際は、身近に起きている出来事で、性別や年齢に関わらず誰でも被害に遭う可能性があります。特に子どもや若年層の被害が多いです。



Q 相談したいときはどうしたらよいですか？

まずはお電話をください。相談時間以外はHP上でも、メールで相談受付をしています。被害により緊急避妊ピルなど医療が必要な場合は、HP上の協力医療機関を受診してください。夜間や休日はコールセンターでお話を伺います。



Q 青木さんが相談員になったきっかけは何ですか？

保健師なので思春期保健や家族関係について興味がありました。そして、保健師の仕事をする中で、家庭、社会、学校等の不適應になったり、犯罪を犯してしまったりした子に関わり、それらの子に少なからず性被害暴力があることを知り、性暴力被害に特化した支援が必要だと思っていました。



Q 最後に、県民の皆さんへ一言

誰でも被害に遭う可能性があります。被害に遭うと長期にわたり心身の影響が続きます。一人で悩まずに相談してください。相談することは「大げさにする」ことではなく、「きちんと対処する」ことにつながります。今ではなく、将来を見据えてどうしたらよいか、一緒に考えましょう。



群馬県性暴力被害者サポートセンター (Saveぐんま)

TEL **027-329-6125** 月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始を除く
時間外は国コールセンターで対応

「ヒューマンライツ・ムービーフェスタ in ぐんま」の開催

Human Rights Movie Festa in Gunma

群馬県では、映画を通じて様々な人権課題への理解を深めていただくことを目的に、令和4年2月、「ヒューマンライツ・ムービーフェスタ in ぐんま」を初めて開催しました。

本イベントでは、本県伊勢崎市出身で性的マイノリティ、ろう者でもある映画監督、今井ミカ監督の作品「虹色の朝が来るまで」が本県で初公開されました。また、監督による講演のほか、今井ミカ監督の弟で、同じくろう者の映画監督、今井彰人監督の短編「父」の上映や、きょうだいの対談がオンラインで行われました。

■■■■■ 上映作品の紹介 ■■■■■

『虹色の朝が来るまで』 今井ミカ監督作品 2018年 63分 日本手話・日本語字幕



〈あらすじ〉

LGBTQのろう者の人々が織りなす物語を描いたヒューマンドラマ。群馬の手話サークルで知り合ったろう者の華とあゆみ。華は初めて同性に惹かれ戸惑うも、あゆみと交際することになる。後日、華は実家へ帰り、両親にあゆみとの交際について話すと、いつでも味方だった母親から拒絶されてしまう。母親の態度に華はショックを受けるが、あゆみとの関係を断ち切ることがどうしてもできない。苦しんでいる華を見かねたあゆみは、東京で開かれる“ろう者のLGBTQイベント”に華を誘う。そこには悩みを抱えつつも前向きに生きる、ろうのLGBTQの人たちが集まっていた。自身もろう者である今井ミカ監督が制作。

『父』 今井彰人監督作品 2016年 20分 日本手話・日本語字幕



〈あらすじ〉

ろう者で俳優の遠藤。公演を控えている中、介護施設から「最近お父さんが外出したがついていません。1日だけでもいいので、どこかへ連れて行ってあげてください。」と一通のメールが届く。遠藤の父もろう者で、父が認知症を患ってから距離を置いていた。介護職員からのメールがきっかけで、公演のリハのため渋谷劇場へ連れて行くが、父の思いがけない姿を目にする遠藤。ろう者の映画監督今井彰人が制作、出演する、音のない世界。

■■■■■ オンライン講演会から ■■■■■

前半の今井ミカ監督の講演では、

- ・ろう者は、視覚で情報を得る、第一言語が日本手話、独自の文化があることを理解してほしい。
- ・ろう者の言語である日本手話は、日本語とは異なる言語。文字を持たないところはアイヌ語と同じ。
- ・この作品を通して、ダブルマイノリティ（ろう者×LGBTQ）に対して安心感を共有したい、誰もが自分らしく生きられる社会に目を向けること、そして、居場所の大切さを伝えたい。
- ・ろう者と聴者の異文化共生社会の実現には、聴者とろう者がお互いに理解していくことで、「手話があるのが当たり前の中に変わっていく。」

と、ろう者に対する正しい理解とお互いを尊重し合える社会の大切さを語ってくれました。

後半のきょうだいの対談では、「今後も生まれ育った群馬で楽しめるヒューマンドラマと一緒に制作したい。そして手話が日常的にある社会を目指したい。」と、ともに抱負を語ってくれました。



オンライン講演会

「LGBTQってなんだろう？」

～互いの違いを受け入れあえる社会をめざして～

性的少数者に対する正しい理解・認識を深めるため、セクシュアルマイノリティ支援団体「ハレルワ」の皆さんによるオンライン講演会が開催されました。自らの体験談、LGBTQの人たちの困りやすいことなどのほか、参加申込者の事前の質問にも答えていただきました。



収録前のハレルワの皆さん

◆◆◆ 事前質問から ◆◆◆

Q 生徒から周囲にカミングアウトしたいと相談があったとき、本人や周囲に対して必要なサポートやケアは？

A 正解の対応はありません。だから難しいのです。本人の話を読み、できる限り希望を尊重してあげてください。周りの方々が多様性についての知識を持っていると心強いですが、カミングアウトのリスクを本人が理解することも必要です。カミングアウトを受けた方は戸惑うかもしれませんが、多様性について考える機会を持つのが望ましいです。

参加者アンケートから

- 当事者でないとわからない体験談や気持ちなど包み隠さず話していただき、とても意識が変わりました。
- 知識的なものだけでなく、当事者の経験や想いというのは、なかなか知る機会がないことなので、大変参考になりました。
- 講演会を聞いて男性だから、女性だからという認識で接するのではなく一人の人間として接することの大切さや、認め合うことの大切さを改めて実感することができました。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間の取組

北朝鮮当局による拉致問題や特定失踪者の問題に理解を深め、関心を持ち続けていただくために、パネル展が県庁1階県民ホールで開催されました。

当日は拉致問題に関するパネルや写真の展示とともに、DVDの上映、啓発リーフレットの配布などが行われました。



見学者からは、「ご家族が高齢化する中で、なんとしてもこの問題を解決しなければならない。そんな思いを確かにするパネル展でした。」との声もありました。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間とは、平成18年に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、毎年12月10日から16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間と定められています。この期間には、拉致問題などに対する理解を深めてもらうための広報・啓発活動が全国的に展開されています。

■ 人権研修のための講師派遣のご案内

群馬県では、企業や地域、団体等での人権学習・人権研修を幅広くサポートするために、人権啓発専門員を派遣しています。費用は無料ですので、どうぞお気軽にご利用ください。

○講座内容 (R2.R3実績)

- 「同和問題から人権を考えよう」
 - 「インターネット上の人権問題」
 - 「新型コロナウイルス感染症と人権問題」
 - 「高齢者と人権問題」
 - 「性的少数者 (LGBTQ) の人権問題」
 - 「学生生活と人権」
- ※その他の内容も相談に応じます。

○対象

- 企業：職場の人権研修、新入社員研修
- 地域：公民館、自治会の人権研修
- 教育機関：教職員研修、社会教育研修
- その他の団体：人権研修

○講師

- 群馬県人権啓発専門員
- ※派遣可能日は平日のみです。

○申し込み方法

まずは、お電話で希望日時、内容等をお知らせください(実施の2か月前までに)。
お問い合わせ電話 027-897-2687 (県庁生活子ども課人権同和係)

■ 人権に関する相談窓口のご案内

人権についての相談は

みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)
0570-003-110

※最寄りの法務局、地方法務局につながります。

学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談は

子どもの人権110番 **0120-007-110**

※通話料無料・全国共通

職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談は

女性の人権ホットライン **0570-070-810**

※全国共通

英語、中国語、ポルトガル語を含め6か国語での相談は

外国語人権相談ダイヤル **0570-090-911**

※全国共通

群馬県生活子ども課人権相談窓口 **027-897-2687**



あとなぎ

人権問題の解決には、正しい理解と当事者の気持ちに思いを馳せることが、何よりも重要とされています。今回は、誰の身にも起こる可能性のある犯罪被害者の人権について特集しました。また、コロナ禍により、映像やオンラインを活用した新しい形の人権啓発活動も紹介しました。(く)

絆
[kizuna]

ぐんま人情報誌

VOL.27
2022

●発行/群馬県生活子ども課生活子ども課
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
TEL.027-226-2906(直通) FAX.027-221-0300